

奈良市第10期分別収集計画

令和4年7月

奈良市

目 次

1 計画策定の意義	2
2 基本的方向	2
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。そのため、これまでの社会経済やライフスタイルを見直し、環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。

こうした背景のもと、一般廃棄物の相当割合を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）が制定され、平成18年6月の改正ではリサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進し、すべての関係者の協働を図り、及び社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとされた。

容器包装リサイクル法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、3年ごとに5年を一期とする市町村分別収集計画を定めなければならない（法第8条第1項）とされており、令和元年度に策定した第9期分別収集計画の策定から3年が経過することから、上位計画である「奈良市第5次総合計画」及び「奈良市一般廃棄物処理基本計画」との整合性を図りながら、直近の実績を基に排出見込量等の見直しを行い、本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用を図り循環型社会の形成を進めるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進を図り、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指す。
- ・市民、事業者及び行政が適切な役割分担のもと一体となって、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、段ボールについては環境清美センターへの自己搬入分のみを対象とし、紙製容器包装と併せて集団回収によるものは市が関与しないため本計画の対象としない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	10,717t	10,619t	10,551t	10,469t	11,415t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため以下の方策を実施する。実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。なお、いずれの方策も容器包装の排出抑制に特化したものではなく、容器包装廃棄物を含めた一般廃棄物の減量及び循環型社会形成の推進を目的としたものであることを補足する。

①インターネット、広報紙による情報発信

市のホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。

②奈良市ごみ分別アプリ配信

ごみについて関心の低い若年層を主な対象としてごみの適正排出の促進を図るために、スマートフォン向けアプリを配布する。

③ごみ減量キャラバンの開催

ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館での講座や、自治会・学校等からの要望に基づいて実施する。

④家庭ごみ分別・減量説明会

市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体からの講師が出向き、説明会を実施する。

⑤ならクリーンフェスタの開催

市民、NPO法人等と協働し、市民参加型のイベントとして3R推進月間である10月頃にならクリーンフェスタを開催し、ごみの減量を啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん（無色） ガラスびん（茶色） ガラスびん（その他の色）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	227 t		225 t		223 t		222 t		220 t	
主としてアルミ製の容器	226 t		224 t		222 t		220 t		219 t	
無色のガラス製の容器	(合計) 788 t		(合計) 781 t		(合計) 776 t		(合計) 770 t		(合計) 766 t	
	(引渡量) 788 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 781 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 776 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 770 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 766 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製の容器	(合計) 411 t		(合計) 407 t		(合計) 404 t		(合計) 401 t		(合計) 399 t	
	(引渡量) 411 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 407 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 404 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 401 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 399 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製の容器	(合計) 482 t		(合計) 477 t		(合計) 474 t		(合計) 471 t		(合計) 468 t	
	(引渡量) 482 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 477 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 474 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 471 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 468 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器包装であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	67 t		67 t		66 t		66 t		65 t	
主として段ボール製の容器	70 t		69 t		69 t		68 t		68 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 481 t		(合計) 476 t		(合計) 473 t		(合計) 470 t		(合計) 467 t	
	(引渡量) 481 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 476 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 473 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 470 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 467 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 3,328 t		(合計) 3,298 t		(合計) 3,277 t		(合計) 3,251 t		(合計) 3,234 t	
	(引渡量) 3,328 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3,298 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3,277 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3,251 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3,234 t	(独自処理量) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定
方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み

=令和3年度の分別基準適合物等の収集実績（市民1人1日あたり）×

各年度の日数×各年度の人口推計値（奈良市第5次総合計画をもとに算出）

また、人口変動率は令和3年度策定の奈良市第5次総合計画の将来目標人口をもとに算出し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
345,632人 (対前年度比) 99.36%	343,413人 (対前年度比) 99.36%	341,193人 (対前年度比) 99.35%	338,538人 (対前年度比) 99.22%	335,883人 (対前年度比) 99.22%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下記の体制により行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	市による定期収集 (一部地域は民間委託) 公共施設等拠点回収	市 (作業は民間委託)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん (無色)	市による定期収集 (一部地域は民間委託)	市
	茶色のガラス製容器	ガラスびん (茶色)		
	その他のガラス製容器	ガラスびん (その他の色)		
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市による定期収集 (一部地域は民間委託) 公共施設等拠点回収	市
	段ボール	段ボール	環境清美センターへの自己搬入	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 (一部地域は民間委託) 公共施設等拠点回収	市 (作業は民間委託)
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集 (一部地域は民間委託)	市 (作業は民間委託)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、空き缶、ガラスびん、飲料用紙パック、及びペットボトルについては、当市の現行の資源化施設等で中間処理を行い、プラスチック製容器包装については業務を委託し奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内にて減容処理作業を行う。

なお、紙製容器包装については、集団回収を推進しており、当面当市の施設整備は行わない。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	網袋	2t平ボディ車	再生資源ストックヤード (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん (無色)	折りたたみ コンテナ	2t平ボディ車	再生資源ストックヤード (選別・保管)
茶色のガラス製容器	ガラスびん (茶色)			
その他の ガラス製容器	ガラスびん (その他の色)			
飲料用紙製容器	飲料用 紙パック	折りたたみ コンテナ	2t平ボディ車	再生資源ストックヤード (選別・保管)
段ボール	段ボール	紐でしばる 等	自己搬入	環境清美工場資源回収場 (梱包・保管)
ペットボトル	ペットボトル	網袋	2t平ボディ車	再生資源ストックヤード (選別・圧縮梱包・保管)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	透明又は 半透明の袋	2tパッカー車 等	奈良市西九条町五丁目 4-3及び4-13地内 (破袋・選別・圧縮梱包 ・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市の廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るために、市長の附属機関として、奈良市清掃業務審議会を置く。市長の諮問に応じ、廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関することについて審議し、その結果を答申する。
- 市に搬入されたごみの組成分析を実施し、ごみの分別状況の把握及び一般廃棄物処理基本計画等の資料に活用する。